

住宅第 1169号
昭和56年8月18日

各支庁長 殿

住宅都市部長

災害による特定入居の取扱いについて

災害により住宅を失い、または、居住できない状態となり、緊急に住居を必要とする者は、公営住宅法第16条の規定により、公募によらず道営住宅に特定入居できることとなっていますが、事態の緊急性及び特殊性を勘案して、入居手続及び家賃・敷金の減免等について、下記のとおり定めたので、取扱いについて遺憾のないよう願います。

ついで、この取扱いについて道営住宅の所在する貴管下市町村に対して、貴職から周知願います。

記

1 住宅の指定

罹災者の特定入居を行うときは、市町村長の要請により、住宅都市部長が入居させる住宅を指定する。

2 入居手続の簡素化

(1) 入居申込みをするときに必要な書類

ア 入居申込書

イ 罹災証明書

(2) 入居申込みをするときに、住所及び収入額を口頭で確認する。

(3) 住所及び収入額を証明する書類は、入居の日の1ヵ月後に提出するものとする。

3 家賃の減免

支庁長は次により損害額を認定し、家賃の減免を行う。

家財の価格のおおむね3分の1以上の損害があった場合の災害援護資金の限度額〔昭和49年1月31日厚生省社第88号各都道府県知事指定都市市長あて厚生事務次官通知災害弔慰金の支給が行われる災害の範囲等について2のイの(ア)の額〕

4 家賃の徴収猶予

入居を許可された月分の家賃は、北海道公営住宅条例第9条に基づく徴収猶予を行う。

5 敷金の免除

家賃の減免を受けることができる事情があるときは、北海道公営住宅条例施行規則第18条第1号により、その他のときは同条第2号により敷金を免除する。

(住宅課住宅管理係)

各支庁長 様

住宅都市部長

北海道南西沖地震に伴う道営住宅への 入居取扱いについて

北海道南西沖地震にかかる被災者対策については、国及び関係市町村等と緊密な連携を図り、全力をあげ推進しているところです。

災害により避難世帯が道営住宅への入居を希望した場合においては、昭和56年8月18日付け住宅第1169号住宅都市部長通知により取り扱ってきているところですが、緊急に住宅を必要とする者の入居については、次により取り扱うこととしますので遺憾のないよう願います。

つきましては、この取扱いについて道営住宅管理委託市町村等に対し通知するとともに、市町村営住宅への入居希望があった場合についても、同様の取扱いをされるよう管下市町村に対し要請するなど特段の御配慮を願います。

記

- 1 避難世帯の一時的な入居希望については、当初、地方自治法第238条の4第4項に基づく目的外使用許可として入居を許可すること。
入居の条件としては、原則として、以下の事項を除いては、公営住宅法、同施行令及び条例等を準用すること。
 - (1) 入居許可の期間は、1年以内とすること。
 - (2) 収入基準を入居資格要件から除外すること。
 - (3) 敷金の免除、家賃の徴収猶予又は減免については、昭和56年8月18日付け住宅第1169号住宅都市部長通知により取り扱うこと。
- 2 避難世帯か否かの判断は、罹災証明書によりおこなうこと。
- 3 一時的な入居をおこなっている者について、今後、必要な確認等を実施し、公営住宅法等の入居資格要件に該当する者については、災害による特定入居として正式入居とすること。
- 4 目的外使用許可する住宅については、市町村長からの要請があった場合を除き、当該道営住宅を管理する支庁長が住宅都市部長と協議し早急に指定すること。

(住宅課住宅管理係)